

平成 15 年度事業計画書

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人
野生生物保全論研究会

1 事業実施の方針

野生生物保全のため市民に普及されるべき実践的理論を構築すべく研究会を継続して実施し、その理論を基に実践活動として関係機関への政策提言、野生生物の生息地で活動している海外の NGO 支援ならびに経済資源として利用される野生生物の流通調査及び野生生物保全に関する啓発活動を積極的に行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
研究会の運営	・野生生物保全のための実践的理論の構築、普及	通年	事務局	30人	会員 正会員160人 支持会員50人 団体会員5人	140
野生生物保全プロジェクト	・野生生物を利用した製品やその原材料の流通調査及び調査結果に基づいた提言あるいは野生生物保全のための制度や施策に関する提言	通年	事務局	30人	民間団体150団体 会員 正会員160人 支持会員50人 団体会員5人	6,400
生息地における野生生物保全活動に対する支援	・保護区パトロールに必要な機材、レンジャーのための医薬品を寄贈	通年	ロシア インド ケニヤ	4人	生息地で活動するレンジャー等300人	4,900
普及啓発	・ホームページ運営 ・セミナー・シンポジウム開催 ・キャンペーン ・リーフレット改訂 ・授業用資料改訂及びその為の調査・資料収集 ・パネル展その他イベント	年15回 通年 通年 通年 年3回	事務局 都内 都内その他 事務局 事務局 都内その他	3人 10人×15回 50人 10人 20人 20人	閲覧2 000人 参加750人 参加3000人 閲覧1 000人 教育関係者等5000人 閲覧10 000人	250 360 3000 270 200 100
国際会議開催						0
会報発行	・会報の発行	年10回	事務局	10人×10回	発行3 000部	450

JWCS 2003年度活動方針

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

1 野生生物保全をめぐる情勢

2002年11月に開催されたワシントン条約第12回締約国会議（COP12）の結果は、条約の歴史上特筆されるものとなった。まず、漁業対象種への条約の関与の度合いが飛躍的に大きくなった。サメ類の漁獲や取引についてワシントン条約が積極的に関与していくことが合意され、一部のサメ種は附属書IIに掲載された。マゼランアイナメ（銀ムツ）についても、条約がその「管理」に関与していくことが合意された。しかし、これら漁業対象種に対する一連の決定をもって、条約の政策がより保全を重視するものとなったとみなすことは危険である。一方では、これまで象牙取引反対の意見を明確にしていたアメリカが条件付きながらアフリカゾウの象牙取引の部分的再開を支持し、2004年に60トンの象牙取引がおこなわれることが条件付で認められた。

グローバルな自由貿易主義が世界の隅々まで徹底されつつある背景を考えると、ワシントン条約は自由貿易主義のもと、もっぱら「国際取引商品となる経済的資源」を管理する手段としての性格が強まり、その反面野生生物保全の政策は弱まっていくと思われる。この点への認識が不十分だと、NGOやメディアすらその動きの中に取り込まれていくおそれがある。

国内に目を移すと、いくつかの法整備が進められている。カルタヘナ議定書批准のための遺伝子組換生物対策（本年通常国会で成立予定）、生物多様性条約の動向や内水面漁業問題を背景とする移入種対策（中央環境審議会が法整備の可能性を含め審議中）、行財政改革下の公共事業見直しを背景とする自然再生推進法の成立（昨年臨時国会）、農林業被害対策としての鳥獣保護法改正（昨年通常国会で成立、2004年再度見直し予定）などである。しかし、上記のとおりこれらの法整備は外的な要因に基づくものであって、日本政府が積極的な野生生物保全へ大きく転換したことを示すものではない。この点への認識が不十分なままに独自の理論や戦略が立ち遅れるようなことがあれば、NGOの存在意義が問われることにもなりかねない。

日本のメディアに目を向けると、捕鯨問題などに関し、依然として野生生物保全の本筋とは無関係の産業擁護的あるいは国家主義的な報道が繰り返される一方、全般的には野生生物保全に対する意識は低調で、動物に対する情念的な報道ばかりが目につく状況である。

2 2002年度のJWCSの活動と成果

(1) 理論研究会（支出金額：38万3620円）

生物多様性や環境倫理など野生生物保全に際して検討が必要と考えられるテーマについて検討を行い、その成果を会報に報告した。

(2) 調査・提言（支出金額：344万5000円）

ワシントン条約第12回締約国会議に参加し、2001年度末に公表した（クマの）ユウタン取引に関する調査報告に加え、象牙取引とアフリカにおけるゾウの密猟に関する調査報告書2通を新たに公表し提言活動をおこなった。これらの調査報告は、直接あるいは様々な海外NGOを通じて、締約国政府や政府間機関に一定の影響を及ぼしつつある。たとえば、野生生物犯罪取締のためアフリカ諸国が設立した「ルサカ合意特別対策部」からは、JWCSに協力依頼が寄せられた。また、日本の環境省も、これらの調査報告に関し、JWCSが野生生物保全に関する豊富な知見や活動実績を有しており、特にワシントン条約の履行状況に関する詳細な調査やそれらの結果に基づく提言を行っているとの認識を文書で示すに至った。

国内では、クマの保全に関し、街頭やマスコミを通じた普及活動や国会での提言活動など総合的なキャンペーンをおこない、政府が国内で捕獲されたクマのユウタンの流通実態調査に踏み切る動きを作った。

(3) 生息地支援 (支出金額：323万8280円)

・トライ保護基金ではロシアにおける保護区内の密猟バトロール活動とインドの保護区管理に、ゾウ保護基金ではケニア、タンザニア、インドの保護区管理に支援をおこなった。支出額は2001年に立ち上げたゾウ保護基金への支援が本格化したため2001年度を大きく上回った。支援の結果は、逐次保護基金の通信で報告し、年度全体のまとめは今月末発行の年次報告書で報告する。

(4) 普及啓発 (支出金額：201万8753円)

2001年度から引き続き野生生物保全教育研究会を開催し、そこでは研究活動の他授業用資料集を発行して学校教員を中心に配布した。また、一般の人々を対象に「ワイルドライフカレッジ・セミナー 野生生物保全の理論と活動」(全5回)を実施し、延べ270人の参加を得ている(1回平均54名で予定定員50名を上回っている)。そのほか、動物園やコンサート等においてパネル展示、講演会など各種イベントをおこなった。

(5) 国際会議開催 (支出金額：97万3200円)

国際会議開催については、ワシントン条約締約国会議が開催されたチリにおいて、アジアのNGO間で、象牙取引など条約関連の重要な課題に対する今後の取り組みについて会議をおこなった。

(6) 会報発行 (支出金額：64万7993円)

JWCS会報4回、トライ保護基金・ゾウ保護基金年次報告書各1回、トライ保護通信・ゾウ保護通信各1回を行った。

(7) 組織運営 (管理費の支出額：273万8402円)

JWCSの会費(会員数：正会員115、購読会員41)は76万2000円で前年度の24%減である。寄付金(保護基金に対する年間サポート費を含む)は740万8584円で横ばいである。

事務局は、基本的に正職員1名、アルバイトがフルタイム1名、パートタイム2名の体制であったが、活動の活発化に伴い、事務の執行に余裕のない状態であった。

3 2003年度の活動方針

(1) 理論研究会

理論研究会では、長期的視点に立った保全の戦略と技術論を探求し、具体的実践としての保護活動、特にJWCS自身が実施するプロジェクトを支える。その意味で、理論研究会はJWCSの活動の中でも特別な重要性を持つ。

今年度は、保全の戦略と技術論を探求する上で明らかにしておかなければならぬ概念・理論課題をリストアップした上で集中的に検討を行う。その成果の公表の仕方についても継続して議論していくが、検討経過については会報で報告していく。

(2) CITESプロジェクト(調査提言、普及啓発関係等)

昨年度に引き続き、日本が消費に関係しており、かつワシントン条約で大きな論議の対象となっている種を優先的な活動のターゲットとしていく。

アフリカゾウの象牙取引再開の危機の高まりに対し、ワシントン条約における最終的な意思決定に向けての調査・提言を強化する。また、最大の輸入候補国となる日本の消費者への普及啓発のためのキャンペーンを実施する。

クマの保全とユウタン取引に関しては、取引に関する調査やその問題点に関する普及啓発を継続するとともに、内外のフィールドでクマ保全に関わる個人、団体及び研究者との協力関係を強化していく。

また、ワシントン条約の実施やクマの保全にかかる野生生物保全関連の国内法について調査・提言をおこなう。

(3) 保護基金（生息地支援、普及啓発等）

・ トロの生息地支援に関してロシアとインド、ゾウの生息地支援に関してケニヤやインド等に対し、昨年度と同程度あるいはそれ以上の支援を継続していく。支援の内容は、保護区域のレンジャーのパトロール費用、薬やパトロールキットなどの装備の支給等である。

今年度は特に、支援先の現場における野生生物保全教育研究会メンバーの視察を特に支障がない限り実施し、その成果を教育教材開発に活用するなど、プロジェクトどうしを連動させて新しい成果を生み出すことを目指す。

(4) 野生生物保全教育（普及啓発）

野生保全教育研究会は、ワーキング・グループとしての性格をより強め、小学校・中学校・高等学校の授業実践や教材の開発に力を注いでいく。具体的には、これまでの研究成果や上記の保護基金支援先視察などを生かして、昨年度発行した授業用資料集を改訂する。また、これまでの研究成果は、本年度中に発行する研究報告第2号で特集する。

一般の人々を対象にしたワイルドライフカレッジ・セミナーを昨年度に引き続き実施する。コースやクラスの増設、フィールド実習の設定など内容をより充実させ、野生生物保全に関する普及啓発、キャパシティ・ビルディングを目指す。

そのほか、不特定多数の人々をターゲットとした普及啓発イベントも、期待される効果に応じて積極的に実施していく。

(5) 活動のPR戦略の強化について

以上の全ての活動を通じ、マスメディアへの働きかけや様々な個人・団体との協力により、限りのあるリソースを最大限に生かしてPR戦略を強化していく。

(6) 組織運営上の課題について

拡大・充実する活動を支える財源確保策として、会費・寄付の拡大や海外の助成先との協力関係を強める。特に、生息地支援を支える保護基金への年間サポート・寄付を増やすことは急務である。そのために、過去会員への再入会勧誘や会員更新率を高めるための対策実施、会員等向けのイベント開催等サービスの充実、首都圏外の協力者を得て各地で会員・寄付を募る等の対策をとる。

拡大・充実する活動を実施するため、職員拡充を含めた事務局体制の強化を図る。

外部に対する情報発信能力を高めるため、ウェブサイトの改善やメールマガジンの創刊など活動成果の普及方法を充実させる。

以上